平成２６年（フ）第１１２２号
京都市伏見区石田大受町31番地の376
債務者　スナップオンバンバこと　番場　正浩
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４３号
京都市右京区太秦安井車道町15番地21
債務者　ビューティー橋本こと　橋本　敏治
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４５号
京都市西京区桂下豆田町41番地の11　ピュアガーデン桂４Ｆ
債務者　イグレックイデアグラフィックスこと　吉津　孝彦
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６１号
京都市北区大将軍東鷹司町44番地
債務者　井上　　正
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７５号
京都市南区唐橋経田町39番地　唐橋第二市住606号
債務者　金田さつき
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９７号
京都府木津川市木津奈良道46番地１　クリーンハイツオンリーワン507
債務者　東　紀美子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２８号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地１―1105
債務者　立山　哲朗
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３５号
京都市伏見区深草野田町15番地　野田町アパートＣ－３
債務者　吉田　正則
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２２号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目25番25号
債務者　喜多　宏美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目29番３号グラメール武庫之荘203号、前住所兵庫県西宮市樋之池町27番53―302号
債務者　森　　幸裕
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６２１号
兵庫県西宮市小松町１丁目１番20―203号、前住所兵庫県西宮市与古道町３番26―405号
債務者　ティ＆ラウンジ　シルクルームこと　長濵　絹子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７２号
広島県尾道市平原３丁目２番10号　メゾンドサザンカ202
債務者　川野　　綾
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第３４１号
愛媛県松山市石風呂町甲942番地１
債務者　大西　　直
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８０号
山梨県南都留郡忍野村忍草2674番地１　ダイアパレス富士忍野管理室、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105番地５　レジデンス・リ・ダーナ205号
債務者　橋坂　裕美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０４号
宮崎市南高松町２番24号　コーポフェニックス201号
債務者　平田　千代
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５１号
宮崎県日南市時任町６番１　加藤ハイツ202号、前住所宮崎県日南市吾田東１丁目５番28号
債務者　渡邊　裕己
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
三重県伊勢市小俣町本町1428番地
債務者　藤田　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係